

資料3

第9回益城町まちづくり専門委員会説明資料

議題1 復興まちづくり計画の更新（案） ☞資料4の11ページ～117ページ

※赤字下線部分…前回（まで未修正だったものも含む）からの変更箇所。

※黄色網掛部分…加えて、避難路・避難地の位置および数量（面積、延長距離）、幅員の変更箇所（実施設計に伴う変更分を含みます）。

1. 主な変更点 ☞以下、資料4の該当ページ

(1) 益城町地域防災計画の改定に伴う更新 ☞11ページ～14ページ

※令和3年6月益城町地域防災計画が改定されたことに伴い、避難所・避難場所に関する記載を更新しました。

(2) 地区別の避難路・避難地の計画の更新

①主な変更箇所（※当該地図中の変更前を赤、変更後を青で表示しています。）

- | | |
|---------------------|----------|
| i. 東無田・下原の避難地の位置の変更 | ☞ 27ページ |
| ii. 櫛島の避難地の位置の変更 | ☞ 31ページ |
| iii. 広崎の避難路Dの位置の変更 | ☞ 36ページ |
| iv. 平田・柳水の避難地の位置の変更 | ☞ 88ページ |
| v. 田原の避難地の位置の変更 | ☞ 113ページ |

②変更理由

地権者の同意・不同意を踏まえた地元（まち協）の意向によるものです。

③避難路・避難地の進捗状況 ☞資料5

※表面が避難路、裏面が避難地で、赤字が現時点で未完了の箇所です。

※用語の意味について ☞「1. 避難路」の「No.4の広崎地区」

- i. 完了 … (C) R2完了は、R2年度実施・完了した箇所。
- ii. 予定 … (B) R3予定は、R3年度実施・完了予定の箇所。
- iii. 調整中… (Eの2行目) 調整中は、地権者との用地交渉中など、地元や庁内での調整待ちの箇所。

※ちなみに、現在計画にある22箇所の避難地の整備につきましては、17箇所が完了し、残る5箇所も実施中あるいは、実施を予定しています。

☞資料6 … 着工前と竣工後の避難地をドローン撮影したものです。

☞裏面に続きます

議題2 復興まちづくり計画の今後の方針（案）

1. 提案の理由

(1) 避難路・避難地整備の現状

現在、実施中の避難路・避難地整備は、熊本地震災害復旧特別枠という位置付けで国から予算を割り振られています（以下、2事業）。

①小規模住宅地区改良事業（事務局では「小規模」と呼んでいます）

特別枠予算要望は昨年度で切れ、現在実施中の避難路整備（広崎A～D、堂園と櫛島の全路線）が終了するまでとなります。

②都市防災総合推進事業（以下「都市防」）

第1期計画（平成28年度〔2016年度〕～令和2年度〔2020年度〕）は終了。

現在、第2期計画（令和3年度〔2021年度〕～令和5年度〔2023年度〕）が進行中（※現在実施中の避難路・避難地が3年間で終わる見込みのため。

但し、令和7年度〔2025年度〕までの5ヵ年計画に変更することも可能。）

(2) 復興まちづくり計画の現状

復興まちづくり計画は、平成30年（2018年）5月策定し、その計画期間は平成30年度から終期を益城町復興計画でいう再生期（平成31年度～平成34年度あらため令和4年度）の終期に合わせて来期＝令和4年度〔2022年度〕までとしています。

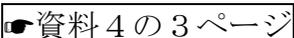
(3) 計画の整合性

議題1でお示ししましたとおり、現時点で進行中の都市防による整備の一部を令和5年度完了予定で進めており、少なくとも令和5年度（2023年度）まで計画を延長する必要があります。

3. 提案の主旨

(1) 益城町復興計画の終期であり、現在進行中の都市防の第2期計画を延長した場合の終期である令和7年度（2025年度）までの再延長を視野に入れつつ、現時点での都市防の終期に合わせて、令和5年度（2023年度）まで計画を延長します。

(2) 「復興まちづくり計画」の変更

「復興まちづくり計画」をのとおり、変更します。（※赤字・下線部が変更箇所です。）

以上

(別紙)

5. 計画期間

益城町復興計画の計画期間を踏まえ、復旧期においても着手可能な箇所から、随時、事業を進めるとともに、発展期での整備も行うことから、本計画の計画期間は、益城町復興計画の計画期間における復旧期後半から発展期前半にあたる、平成 30 (2018) 年度から令和 5 (2023) 年度までの6年間とします。

2.6 計画期間

復旧・復興を実現するまでの期間（以下、「計画期間」といいます。）は 10 年間とします。

この計画期間（10 年）を、復旧期（3 年）、再生期（4 年）、発展期（3 年）の 3 期に分けて、それぞれの期間ごとに復旧・復興の目標を設定し、取り組んでいきます。

復興事業の実施にあたっては、全体の調整を図りつつ、できることから速やかに事業に着手できるよう努めていきます。

復旧期 平成 28 年度から平成 30 年度まで

生活や産業の再開に不可欠な住宅、生活基盤施設、インフラ等の復旧に加え、再生・発展に向けた準備を進める期間とします。

再生期 平成 31 年度から平成 34 年度まで

復旧されたインフラと住民の力を基に、震災前の活力を回復し、地域の価値を高める期間とします。

発展期 平成 35 年度から平成 37 年度まで

新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり、発展していく期間とします。

出典：「益城町復興計画」（平成 28 年 12 月）